

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業組織規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「放射線診断科」の下に、「放射線診断第二科」を加える。

別表第二号の表技師長の項中「放射線診断科」の下に、「放射線診断第二科」を加え、同表副技師長の項中「放射線診断科」の下に、「放射線診断第二科」を加える。

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号口中「栄養士」の下に、「管理栄養士」を加える。

第六条第七号の次に次の二号を加える。

八 診療応援業務従事職員の特殊勤務手当

九 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当

第十三条の次に次の二条を加える。

(診療応援業務従事職員の特殊勤務手当)

第十三条の二 診療応援業務従事職員の特殊勤務手当は、県立病院に勤務する医師又は歯科医師である職員が、管理者が定める医療機関等において勤務を命ぜられ、次に掲げる診療応援の業務に従事したときに支給する。

- 一 診察、処置若しくは手術又はこれらに類する業務
- 二 健康診断若しくは予防接種又はこれらに類する業務
- 三 宿日直業務(宿日直業務とあわせて前二号の業務に従事した場合を除く。)

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる勤務 勤務一回につき二万円(勤務時間が三時間未満の場合にあつては一万円)
- 二 前項第三号に掲げる勤務 勤務一回につき一万円(勤務時間が五時間未満の場合にあつては五千円)

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第十三条の三 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、職員が、警戒区域等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第六十三条第一項

の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したときに支給する。

2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき四百八十円とする。

第十四条第二項中「別記様式第四号によるものとし」を「別記様式第四号に、診療応援業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第五号によるものとし」に改める。
附則に次の五項を加える。

（東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例）

4 当分の間、職員が次に掲げる東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち管理者が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち管理者が定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち管理者が定めるものそれぞれが屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

5 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）

二 前項第一号の作業のうち管理者が定める施設内において行うもの 五千円

三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 二千円

五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 五千円

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千円

七 前項第四号の作業 二千五百円

6 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

7 附則第五項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る附則第四項の手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

8 当分の間、職員が東日本大震災に対処するため第十三条の三に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同項の規定による額に同項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

別表第二ハの部一級の項中「栄養士」の下に「、管理栄養士」を加える。
様式に次の様式を加える。

様式第5号（第13の2条関係）

診療応援業務従事実績簿

| 平成 年 月分 | | 所属 | | | 職名 | 氏名 | |
|---------|---|------|----|-----|-------|----------------|----|
| 認印 | 日 | 勤務内容 | | | 業務の内容 | 診療応援従事時間 | 備考 |
| | | 宿直 | 日直 | その他 | | | |
| | | | | | | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | | | | 自 時 分 至 時 分 | |
| (中 略) | | | | | | | |
| | | | | | | 自 時 分 至 時 分 | |
| | | | | | | 自 時 分 至 時 分 | |
| 計 | | | | | | | |

注 勤務内容の欄には、それぞれ該当するものに○印をすること。

(広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第三条 広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程(平成二十三年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「専任主査の職」の下に「又はこれに相当する職」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島県病院事業職員給与規程第十三条の三及び附則第四項から第八項までの規定は、平成二十三年三月十三日から適用する。